

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付における過疎地等について

本貸付制度において、令和5(2023)年4月1日以降に貸付を受けた借受者については過疎地域に加え、次表の区分①から⑤の地域において返還免除対象業務に従事した場合は、3年で返還の債務の当然免除となります。

※ 令和5(2023)年3月31日以前に貸付を受けた借受者については過疎地域のみ対象となります。

1 対象の地域

令和8年(2026)年4月1日現在

区分	①過疎地域	②振興山村	③特定農山村	④豪雪地帯	⑤辺地
区分単位	旧市町村単位	旧市町村単位 (S25.2月時点)	旧市町村単位	旧市町村単位	主に大字単位
市町村数	6市町(10地域)	11市町村(27地域)	9市町(30地域)	3市町(6地域) (S37の旧市町村の区域)	14市町(98辺地)
宇都宮市					1辺地(高間木)
栃木市		1地域(真名子村)			1辺地(出流町)
佐野市		3地域(野上村、飛駒村、氷室村)	8地域(野上村、飛駒村、三好村、新合村、田沼町、氷室村、常盤村、葛生町)		7辺地(飛駒、白岩・作原、氷室、梅園・閑馬・下彦間、御神楽・長谷場、仙波、牧)
鹿沼市		6地域(加蘇村、西大芦村、板荷村、栗野町、永野村、粕尾村)	7地域(加蘇村、西大芦村、板荷村、栗野町、永野村、粕尾村、清洲村)		5辺地(西大芦、入・中栗野、上・中粕尾、上永野、上久我)
日光市	4地域(日光市、足尾町、栗山村、藤原町)	S25の旧市町村の区域だと6地域(日光町、小来川村、足尾町、栗山村、藤原町、三依村) 4地域(日光市、足尾町、栗山村、藤原町) ※上記はH11年時点の市町村単位	6地域(日光町、小来川村、足尾町、栗山村、藤原町、三依村)	3地域(日光市、藤原町、栗山村)	14辺地(湯元、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川・滝ヶ原、中三依・独鉆沢、川治温泉川治、横川・上三依、川治温泉高原、上栗山、野門・若間、川俣、日向)

区分	①過疎地域	②振興山村	③特定農山村	④豪雪地帯	⑤辺地
大田原市	2地域（黒羽町、湯津上村）	2地域（須賀川村、両郷村）	1地域（須賀川村）		14辺地（大神、川田、須賀川、亀久、北滝、片田矢倉、寒井、両郷、木佐美、雲岩寺、川上南方、藤沢、福原、片府田）
矢板市		1地域（泉村）			
那須塩原市		2地域（高林村、塩原町）	3地域（高林村、塩原町、箒根村）	2地域（黒磯市、塩原町）	3辺地（小結、西岩崎、上の原）
さくら市					9辺地（上河戸、下河戸北、下河戸南、穂積、鷲宿、小入、南和田、松島、鍛冶ヶ澤）
那須烏山市	全域				13辺地（曲畑、川戸・四斗蒔、曲田、志鳥上、小志鳥、八ヶ代、三箇上、上川井、小白井、志鳥中、輪之内、西野、志鳥下）
茂木町	全域	1地域（逆川村）	全域		10辺地（青海・桧山、山内、太田、黒田・生井、深沢、河又、竹原、入郷、小貫、九石）
市貝町					1辺地（塩田・見上・竹内）
塩谷町	全域	1地域（玉生村）	1地域（玉生村）		3辺地（上沢、西古屋、喜佐見）
那須町		2地域（伊王野村、芦野町）	1地域（伊王野村）	全域	12辺地（室野井、遅山、大沢、中原、夕狩、千振、成沢、寄居、横岡、梓、大和須、高津）
那珂川町	全域	2地域（大内村、大山田村）	2地域（大内村、大山田村）		3辺地（上組、立野、広瀬）

2 介護福祉士修学資金貸付要領抜粋

返還の債務の当然免除

介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域、離島及び中山間地域等（返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）第2号に規定する区域をいう。）において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、3年）（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。